

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
12月22日
(火曜日)

目次

- 規則
調理師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………一
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………一
- 栄養士法施行細則の一部を改正する規則(健康増進課)……………二
- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなればならない区域の指定の解除(環境政策課)……………三
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………三
- 岩国都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………三
- 道路の位置の指定(建築指導課)……………三
- 公告
令和二年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)……………四
- 選管告示
海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に係る有権者総数の三分の一の数……………一〇



調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十二号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(平成元年山口県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。
別記第四号様式中

変更年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日
旧姓又は通称名併記の希望の有無	有(旧姓又は通称名:) 2 無

「はり付け欄」を「貼付け欄」に改め、同様式の注中「「変更事項」欄」を「「変更事項」欄及び「旧姓又は通称名併記の希望の有無」欄」に改める。

別記第五号様式中「㊦」を削り、

再交付を受けようとする理由	1 汚損 2 紛失
---------------	--------------

再交付を受けようとする理由	1 汚損 2 紛失
旧姓又は通称名併記の希望の有無	有(旧姓又は通称名:) 2 無

「はり付け欄」を「貼付け欄」に改め、同様式の注1を削り、同注2中「「再交付を受けようとする理由」欄」を「「再交付を受けようとする理由」欄及び「旧姓又は通称名併記の希望の有無」欄」に改め、同注2を同注とする。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十三号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和四十八年山口県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、施行規則第六十七条第一項ただし書の規定の適用を受けるときは、第一号及び第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

別記第六号様式中「㊦」を削り、

「食品衛生法第52条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときはその内容」	を
--	---

「食品衛生法第52条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときはその内容」	を
--	---

「食品衛生法施行規則第7条第1項ただし書の規定の適用を受けるときは営業の譲渡人の署名」	を
---	---

「はり付け欄」や「貼付け欄」に改め、同様式の注2を削り、同注3中「及び」「営業設備の概要」欄を削り、同注中「を」として「4を」とし、同注に次のように加える。

4 「食品衛生法施行規則第7条第1項ただし書の規定の適用を受けるときは営業の譲渡人の署名」欄は、営業を譲り受けたことを証する書類を添付したときは、署名することを要しないこと。

別記第七号様式中「㊦」を削り、同様式の添付書類1中「戸籍謄本」や「戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し」に改め、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十号様式の2中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注3を同注とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十四号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和三十八年山口県規則第二十九号）の一部を次のように改正す

る。

別記第一号様式中「㊦」を削り、

「栄養士法第1条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為を犯したことがあるかどうか並びに犯罪又は不正の行為をその年月日及び内容」	犯罪又は不正の行為を犯したことがあるかどうか。犯罪又は不正の行為を犯した年月日。犯罪又は不正の行為の内容	/	ある。	2	ない。	年	月	日
---	--	---	-----	---	-----	---	---	---

「栄養士法第1条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為を犯したことがあるかどうか並びに犯罪又は不正の行為をその年月日及び内容」	犯罪又は不正の行為を犯したことがあるかどうか。犯罪又は不正の行為を犯した年月日。犯罪又は不正の行為の内容	/	有	(旧姓又は通称名：)	2	無
---	--	---	---	-------------	---	---

同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

「変更の理由」	を
---------	---

「変更の理由」	有	(旧姓又は通称名：)	2	無
---------	---	-------------	---	---

改め、同様式の注中「「変更事項」欄」や「「変更事項」欄及び「旧姓又は通称名併記の希望の有無」欄」に改め、

別記第五号様式中「はり付け欄」や「貼付け欄」に改め、「㊦」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。



山口県告示第四百四十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第三百三十二号）により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和二年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
柳井市南浜三丁目六七〇の八の一部
- 二 特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

山口県告示第四百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医 療 所 機 在 地 指 定 年 月 日

さきずな薬局
山陽小野田市大字津布田二五〇一 令和二、一二、一

名 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等 主 たる 事 務 所 名 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等 所 在 地 指 定 年 月 日

株式会社 Lif 山口市小郡下郷 訪問看護ステーションイルソー 山口市小郡下郷 令和二、一、一七、七〇の三

山口県告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、岩国都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
岩国市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岩国都市計画道路事業一・四・二百一岩国大竹道路
岩国都市計画道路事業三・三・二十三元町錦見線
岩国都市計画道路事業三・二・四十二岩国南道路線
- 三 事業施行期間
平成十四年十一月十九日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地
岩国市山手町三丁目、山手町四丁目及び今津町六丁目

山口県告示第四百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

令和二年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
熊毛郡平生町大字大野北字西迫七四二の一、七四二の二、七四二の八、七四二の九、七四二の一〇、七四二の一一、七四二の一二、七四二の一三、七四二の二〇及び七四二の二四	四・二 六・〇	三三・二	令和二、一二、九



(二十七) 令和 2 年度山口県補正予算の要領の公表

令和 2 年 11 月 山口県議会定例会の議決された令和 2 年度山口県補正予算の要領を次のとおり公表。

令和 2 年 12 月 22 日

山口県知事 宇 野 隆 浩

令和 2 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)

(歳入歳出予算の補正) は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,847,262 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,032,391,407 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)
第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)
第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補 正 額	補正前の額	計
7 分担金及び負担金		△2,967	3,847,794	3,844,827
	1 分 担 金	△60	241,944	241,884
	2 負 担 金	△2,907	3,605,850	3,602,943
9 国庫支出金		3,106,159	133,802,122	136,908,281
	1 国庫負担金	△58,775	37,401,313	37,342,538
	2 国庫補助金	3,164,934	94,111,669	97,276,603
12 繰 入 金		△360,511	27,289,011	26,928,500
	1 特別会計繰入金	△469	6,490,217	6,489,748

四

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
13 繰 越 金	2 基金繰入金	△360,042	20,798,794	20,438,752
	1 繰 越 金	104,638	4,275,113	4,379,751
14 諸 収 入	6 雑 入	104,638	4,275,113	4,379,751
	合 計	△57	337,645,231	337,645,174
歳 入 合 計	合 計	2,847,262	1,029,544,145	3,618,317
1 議 会 費	1 議 会 費	△3,647	1,444,736	1,441,089
2 総 務 費	1 議 会 費	△3,647	1,444,736	1,441,089
	1 総務管理費	△17,819	34,465,546	34,447,727
	2 企画調整費	△7,427	15,416,577	15,409,150
	3 徴 税 費	△2,819	9,125,564	9,122,745
	4 市町村振興費	△4,387	5,987,786	5,983,399
	5 選 挙 費	△497	1,324,044	1,323,547
	6 防 災 費	△104	48,050	47,946
	7 統 計 調 査 費	△1,125	1,120,931	1,119,806
	8 人 事 委 員 会 費	△681	1,137,492	1,136,811
	9 監 査 委 員 会 費	△309	125,170	124,861
3 民 生 費	9 監 査 委 員 会 費	△470	179,932	179,462
	1 社会福祉費	936,901	109,635,910	110,572,811
	4 児童福祉費	939,735	86,003,607	86,943,342
	7 生活保護費	△2,519	22,548,905	22,546,386
4 衛 生 費	7 生活保護費	△315	1,075,068	1,074,753
	1 公衆衛生費	2,212,065	43,051,164	45,263,229
	4 環境衛生費	1,285,299	22,505,675	23,790,974
	7 保健所費	△1,788	2,682,776	2,680,988
	8 医 薬 費	△5,212	2,181,422	2,176,210
5 勞 働 費	8 医 薬 費	933,766	13,872,055	14,805,821
	1 勞 政 費	△1,413	2,850,107	2,848,694
	2 職業能力開発費	△524	739,453	738,929
	4 労働委員会費	△647	1,404,304	1,403,657
	4 労働委員会費	△242	106,176	105,934

款	項	事	金額
6	農林水産業費		
1	農業費		84,031
2	畜産業費		89,850
3	農地費		△364
4	林業費		△865
5	水産業費		△972
7	工費		△3,618
1	商業費		△2,846
2	工業費		△806
3	観光費		△1,286
8	土木費		△754
1	管理費		△16,688
5	都市計画費		△16,644
9	警察費		△44
1	警察管理費		△71,421
10	教育費		△71,421
1	教育総務費		△271,901
2	小学校費		146,810,392
3	中学校費		△7,661
4	高等学校費		25,024,196
7	特別支援学校費		△112,079
8	社会教育費		41,620,848
9	保健体育費		△67,368
11	学事費		25,902,563
合計			25,835,195
合計			△53,723
合計			25,962,604
合計			△28,164
合計			12,749,126
合計			△2,277
合計			1,611,978
合計			△505
合計			664,169
合計			663,664
合計			△124
合計			10,990,736
合計			10,990,612
合計			2,847,262
合計			1,029,544,145
合計			1,032,391,407
(単位 千円)			
2	総務費 / 総務管理費	人事管理費 文書管理費 庁舎等維持管理費	62,466 340,549 73,066
3	民生費		
6	農林水産業費		
2	企画調整費	情報化推進費	386,342
3	社会福祉費	障害者自立支援対策費	229,050
3	農地費	経営体育成基盤整備事業費 県営老朽ため池整備事業費	143,540 136,520
4	林業費	広域基幹林道開設事業費	123,442
5	水産業費	一般治山事業費 地域水産物供給基盤整備事業費 広域水産物供給基盤整備事業費 漁港漁場機能高度化事業費 漁港海岸保全施設整備事業費	251,005 53,440 444,793 246,923 76,300
8	土木費	交通安全施設整備事業費 単独交通安全施設整備事業費 道路災害防除費 道路改良費 単独道路改良費 橋りょう補修費	142,254 26,301 234,357 736,421 587,358 719,511
2	道路橋りょう費	広域河川改修費	162,631
3	河川海岸費	周防高潮対策事業費 河川工作物関連応急対策事業費 単独河川改修費	107,057 135,855 79,200
		河川受託事業費	43,200
		通常砂防事業費	498,438
		地すべり対策事業費	73,600
		急傾斜地崩壊対策事業費	277,180
		単独砂防改良費	16,275

4	港 湾 費	自然災害防止事業費 港湾改修費	48,205 /39,500
5	都 市 計 画 費	港湾既存施設有効活用促進事業費 海岸防災事業費 都市計画街路整備事業費	133,517 80,000 89,546
6	住 宅 費	単独都市計画街路整備事業費 単独都市公園整備事業費 公営住宅建設費	119,794 /56,102 35,793
7	高 等 学 校 費	実験実習費 大規模改造事業費	183,227 /84,777
8	保 健 体 育 費	特別支援学校費 学校保健管理指導費	37,281 37,017
9	災 害 復 旧 費	土木過年補助災害復旧事業費 土木現年補助災害復旧事業費	5,346 1,042,604
10	教 育 費	実験実習費	183,227
合 計			9,119,218

第 3 表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度	額
1 山口県セミナーパークに係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から	1,291,155千円	
2 やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から	112,515千円	
3 山口県立美術館及び山口県立萩美術館・浦上記念館に係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	1,437,950千円	

4	山口県民文化ホールいわくじに係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	1,068,100千円
5	秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	796,355千円
6	山口県民芸術文化ホールなかとにに係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	213,765千円
7	山口県立下関武道館に係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	301,375千円
8	山口県スポーツ交流村に係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	486,265千円
9	山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	122,795千円
10	山口県母子・父子福祉センターに係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	46,505千円
11	山口県みほり学園に係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	949,465千円
12	山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	127,781千円
13	山口県立きらら自然観察公園に係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	247,660千円
14	やまぐちフラワーマンションに係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	526,110千円
15	山口県内海栽培漁業センター等に係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	1,518,995千円
16	山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	944,694千円
17	交通安全施設整備事業の年度を越える工事一括契約すること。	令和 3 年度	68,250千円
18	単独交通安全施設整備事業の年度を越える工事一括契約すること。	令和 3 年度	76,000千円
19	国道光日横線(ほか5か所)舗装補修事業の年度を越える工事一括契約	令和 3 年度	76,000千円

約すること。県道美崎開作線(ほか3か所)	令和3年度	94,500千円
20 道路災害防除事業の年度を越えること。一括契約すること。(国道19号ほか2か所)	令和3年度	99,750千円
21 単独道路舗装事業の年度を越えること。一括契約すること。(県道山口宇部線(ほか1か所))	令和3年度	40,000千円
22 単独道路災害防除事業の年度を越えること。一括契約すること。(県道周東美川線)	令和3年度	60,000千円
23 道路改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(県道柳井上関線(ほか4か所))	令和3年度	273,000千円
24 単独道路改良事業の年度を越えること。一括契約すること。(国道19号ほか22か所)	令和3年度	443,000千円
25 橋りょう補修事業の年度を越えること。一括契約すること。(国道19号ほか22か所)	令和3年度	157,500千円
26 単独河川改修事業の年度を越えること。一括契約すること。(滝川ほか5か所)	令和3年度	30,000千円
27 侵食対策事業の年度を越えること。一括契約すること。(松谷海岸)	令和3年度	115,500千円
28 通常砂防事業の年度を越えること。一括契約すること。(宇賀本郷奥川(ほか1か所))	令和3年度	407,400千円
29 地すべり対策事業の年度を越えること。一括契約すること。(中浦下庄地区)	令和3年度	31,500千円
30 急傾斜地崩壊対策事業の年度を越えること。一括契約すること。(山田(1)地区ほか14か所)	令和3年度	614,250千円
31 自然災害防止事業の年度を越えること。一括契約すること。(内谷地区)	令和3年度	20,000千円
32 港湾既存施設有効活用促進事業の年度を越えること。	令和3年度	84,000千円

(徳山下松港)	令和3年度	45,000千円
33 単独港湾改修事業の年度を越えること。一括契約すること。(宇部港ほか1か所)	令和3年度	105,000千円
34 海岸防災事業の年度を越えること。(小野田港)	令和3年度	154,140千円
35 片添ヶ浜海浜公園の公園施設に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から令和7年度まで	156,995千円
36 萩ウエルネスパークの公園施設に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から令和7年度まで	63,000千円
37 都市公園整備事業の年度を越えること。一括契約すること。(龜山公園)	令和3年度	191,259千円
38 山口県油谷青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から令和7年度まで	282,370千円
39 山口県秋吉台青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から令和7年度まで	318,440千円
40 山口県十種ヶ嶮青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から令和7年度まで	415,440千円
41 山口県由宇青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から令和7年度まで	168,505千円
42 山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から令和7年度まで	

令和2年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)

令和2年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ119千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ395,433千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
歳入				
歳出				

5 繰 入 金	△119	223,393	223,274
1 他会計繰入金	△119	223,393	223,274
歳 入 合 計	△119	395,552	395,433
歳 出 合 計	△119	395,552	395,433
1 下関漁港地方卸 売市場費	△119	395,552	395,433
2 市場管理費	△119	395,552	395,433
合 計	△119	395,552	395,433

令和 2 年度港湾整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 2 年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 300 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,496,983 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

5 繰 入 金	△300	1,330,000	1,329,700
1 県 債	△300	1,330,000	1,329,700
合 計	△300	3,497,283	3,496,983
歳 入 合 計	△300	3,497,283	3,496,983
歳 出 合 計	△300	3,497,283	3,496,983
1 港湾整備事業費	△300	3,497,283	3,496,983
1 港湾整備事業費	△300	3,497,283	3,496,983
合 計	△300	3,497,283	3,496,983
第 2 表 債務負担行為補正			
追 加			

事 項	期 間	限 度	額
港湾整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (徳山下松港ほか1カ所)	令和 3 年度	270,000 千円	

第 3 表 地方債補正

(単位 千円)

変 更

起 債 の 目 的	補 正		補 正	
	補 限度額	起債の方法	補 限度額	起債の方法
港 湾 整 備 事 業	1,330,000	証券借入又は債券発行	1,329,700	証券借入又は債券発行
		年 8.0%以内の利率で借り入れた資金については、直し率による。		年 8.0%以内の利率で借り入れた資金については、直し率による。
		元利均等返済方式で、30年以内の償還期間とし、借入した時点で条件は、直し率による。		元利均等返済方式で、30年以内の償還期間とし、借入した時点で条件は、直し率による。

令和 2 年度国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 2 年度山口県の国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,847 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 144,499,454 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

8 繰 入 金	△100	7,981,705	7,981,605
1 他会計繰入金	△100	7,981,705	7,981,605
合 計	△100	7,981,705	7,981,605
補正前の額		7,981,705	7,981,605
補正額	△100	7,981,705	7,981,605
合計	△100	7,981,705	7,981,605

9 繰 越 金	1 繰 越 金	7,947	2,998,422	3,006,369
歳 入 合 計	7,947	2,998,422	3,006,369	
歳 出 合 計	7,847	144,491,607	144,499,454	
1 総 務 費	項 目	補 正 額	補 正 前 の 額	計
1 総 務 管 理 費	△100	36,707	36,607	36,607
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	△100	36,358	36,258	36,258
	7,947	22,224	30,171	30,171
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	7,947	22,224	30,171
	合 計	7,847	144,491,607	144,499,454

令和 2 年度電気事業会計補正予算 (第 1 号)

(総則)

第 1 条 令和 2 年度山口県の電気事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 2 年度電気事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補 正 予 定 額	既 決 予 定 額	計
第 2 款 電 気 事 業 費 用	△1,042 千円	1,661,151 千円	1,660,109 千円
第 1 項 営 業 費 用	△1,042 千円	1,585,602 千円	1,584,560 千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第 3 条 予 算 第 8 条 中 「職 員 給 与 費 442,426 千 円」 を 「職 員 給 与 費 441,384 千 円」 に 改 め る。			
令和 2 年度工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)			

(総則)

第 1 条 令和 2 年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 2 年度工業用水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補 正 予 定 額	既 決 予 定 額	計
第 2 款 工 業 用 水 道 事 業 費 用	△1,792 千円	6,598,529 千円	6,596,737 千円
第 1 項 営 業 費 用	△1,792 千円	6,273,340 千円	6,271,548 千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第 3 条 予 算 第 9 条 中 「職 員 給 与 費 744,806 千 円」 を 「職 員 給 与 費 743,014 千 円」 に 改 め る。			
令和 2 年度流域下水道事業会計補正予算 (第 1 号)			

(総則)

第 1 条 令和 2 年度山口県の流域下水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 2 年度流域下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補 正 予 定 額	既 決 予 定 額	計
第 1 款 流 域 下 水 道 事 業 収 益	△56 千円	1,814,427 千円	1,814,371 千円
第 1 項 営 業 収 益	△56 千円	677,304 千円	677,248 千円
支 出			
科 目	補 正 予 定 額	既 決 予 定 額	計
第 2 款 流 域 下 水 道 事 業 費 用	△56 千円	1,814,427 千円	1,814,371 千円
第 1 項 営 業 費 用	△56 千円	1,755,518 千円	1,755,462 千円
(資本的収入及び支出)			
第 3 条 予 算 第 4 条 に 定 め た 資 本 的 収 入 及 び 支 出 の 予 定 額 を 次 の と お り 補 正 す る。			

科 目

第 3 款 資 本 的 収 入	補 正 予 定 額	既 決 予 定 額	計
△44 千円	936,505 千円	936,461 千円	
第 3 項 負 担 金	△44 千円	319,805 千円	319,761 千円

科 目

第 4 款 資 本 的 支 出	補 正 予 定 額	既 決 予 定 額	計
△44 千円	936,505 千円	936,461 千円	
第 1 項 建 設 改 良 費	△44 千円	605,648 千円	605,604 千円
(特例的収入及び支出)			

第 4 条 予算第 4 条の 2 中「22 千円及び 60,541 千円」を「38 千円及び 11,023 千円」に改める。

(債務負担行為の補正)

第 5 条 債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度	額
周南流域下水道に係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から令和 7 年度まで		1,425,633 千円
田布施川流域下水道に係る指定管理者の指定をすること。	令和 3 年度から令和 7 年度まで		467,885 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 9 条中「職員給与費 42,101 千円」を「職員給与費 42,001 千円」に改める。



山口県選挙管理委員会告示第百五号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第十五条第二項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員に係る同法第一条の規定による改正前の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

令和二年十二月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

海 区 名 三分の一の数

山口県日本海海区 一、一四一

山口県瀬戸内海海区 一、四〇六